



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第684号 令和6年3月29日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
157	知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する件	総務課
158	地籍調査の成果を認証した件	農山漁村振興課
159	同	同
160	特定農業用ため池を指定した件	生産基盤課
161	特定農業用ため池を解除した件	同
162	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林整備課
163	道路の区域を変更する件	道路整備課
164	道路の供用を開始する件	同
165	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
166	都市計画事業の変更を認可した件	同
167	利用料金の額を承認した件	同
168	建築主事の確認を受けなければならない建築物の区域の指定の一部を改正する件	住宅課 建築指導室
169	建築基準法に基づく建築主事の所管区域の指定の一部を改正する件	同

【告示】

番 号	表 題	担当課名
170	建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件の一部を改正する件	同
171	徳島県告示の読点の表記に関する告示	監察局法制文書課
172	特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定した件	教育委員会

【公告】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告の一部を訂正する公告	労働雇用戦略課
	県営住宅等の管理の特例に係る公告	住宅課

徳島県告示第百五十七号

平成二十三年徳島県告示第百八十号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

二中「（平成二十五年総務省告示第四百五号）」を「（令和五年総務省告示第二百五十六号）」に改める。

徳島県告示第百五十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、上勝町長及び神山町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 上勝町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

上勝町 旭十二地区（大字旭字丸山、榎坂、岡、矢野々平、黒灌）の地籍図及び地籍簿

(四) 調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字旭の一部（旭十二地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

2 (一) 調査を行った者の名称

上勝町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

上勝町 福原八地区（大字福原字川北）の地籍図及び地籍簿
調査を行った地域

勝浦郡上勝町大字福原の一部（福原八地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

二 神山町に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和二年度から令和四年度まで

(三) 成果の名称

神山町（阿野 字 長谷の一部）の地籍図及び地籍簿（阿野六）
調査を行った地域

名西郡神山町阿野の一部（阿野六地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月十九日

2 (一) 調査を行った者の名称

神山町

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

神山町（阿野 字 井ノ谷及び本名の各一部）の地籍図及び地籍簿（阿野七）
調査を行った地域

名西郡神山町阿野の一部（阿野七地区）

(四) 認証年月日

令和六年三月十九日

徳島県告示第百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、三好市長、勝浦町長及び那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 三好市に係る地籍調査

1 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

三好市（国政・末貞・引地の各一部）の地籍図及び地籍簿（山城四十九地区）

(四) 調査を行った地域

三好市山城町国政、末貞及び引地の各一部（山城四十九地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月二十二日

2 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

三好市（後山西の全部・後山の一部）の地籍図及び地籍簿（後山地区）

(四) 調査を行った地域

三好市西祖谷山村後山西の全部及び後山の一部（後山地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月二十二日

3 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

(三) 成果の名称

三好市（久保の一部）の地籍図及び地籍簿（久保二地区）

(四) 調査を行った地域

三好市東祖谷久保の一部（久保二地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月二十二日

4 (一) 調査を行った者の名称

三好市

(二) 調査を行った時期

- (三) 令和三年度及び令和四年度
成果の名称
 - (四) 三好市（井内東の一部）の地籍図及び地籍簿（井川四十三地区）
調査を行った地域
 - (五) 三好市井川町井内東の一部（井川四十三地区）
認証年月日
- 5 (一) 令和六年三月二十二日
調査を行った者の名称
三好市
 - (二) 調査を行った時期
令和三年度及び令和四年度
 - (三) 成果の名称
 - (四) 三好市（白地の一部）の地籍図及び地籍簿（白地一地区）
調査を行った地域
 - (五) 三好市池田町白地の一部（白地一地区）
認証年月日
- 6 (一) 令和六年三月二十二日
調査を行った者の名称
三好市
 - (二) 調査を行った時期
令和三年度及び令和四年度
 - (三) 成果の名称
 - (四) 三好市（大利・中津川・松尾の各一部）の地籍図及び地籍簿（三縄十六地区）
調査を行った地域
 - (五) 三好市池田町大利、中津川及び松尾の各一部（三縄十六地区）
認証年月日
- 二 勝浦町に係る地籍調査
 - 1 調査を行った者の名称
勝浦町
 - 2 調査を行った時期
平成二十九年度から令和四年度まで
 - 3 成果の名称
 - 4 勝浦町大字坂本の一部の地籍図及び地籍簿（坂本二地区）
調査を行った地域
 - 5 勝浦郡勝浦町大字坂本の一部（坂本二地区）
認証年月日
- 令和六年三月二十二日
- 三 那賀町に係る地籍調査
 - 1 (一) 調査を行った者の名称

- (一) 那賀町
調査を行った時期
令和三年度及び令和四年度
成果の名称
那賀町白石の地籍図及び地籍簿（白石三地区）
調査を行った地域
那賀郡那賀町白石の一部（白石三地区）
（五） 認証年月日
令和六年三月二十二日
- 2
(一) 調査を行った者の名称
那賀町
（二） 調査を行った時期
令和三年度及び令和四年度
成果の名称
那賀町木頭助の地籍図及び地籍簿（助四地区）
（四） 調査を行った地域
那賀郡那賀町木頭助の一部（助四地区）
（五） 認証年月日
令和六年三月二十二日
- 3
(一) 調査を行った者の名称
那賀町
（二） 調査を行った時期
令和三年度及び令和四年度
成果の名称
那賀町沢谷の地籍図及び地籍簿（沢谷二地区）
（四） 調査を行った地域
那賀郡那賀町沢谷の一部（沢谷二地区）
（五） 認証年月日
令和六年三月二十二日
- 4
(一) 調査を行った者の名称
那賀町
（二） 調査を行った時期
令和元年度から令和四年度まで
成果の名称
那賀町築ノ上の地籍図及び地籍簿（築ノ上二地区）
（四） 調査を行った地域
那賀郡那賀町築ノ上の一部（築ノ上二地区）
（五） 認証年月日
令和六年三月二十二日
- 5
(一) 調査を行った者の名称

那賀町

(二) 調査を行った時期

平成三十年度から令和四年度まで

(三) 成果の名称

那賀町鉢の地籍図及び地籍簿（鉢地区）

(四) 調査を行った地域

那賀郡那賀町鉢の一部（鉢地区）

(五) 認証年月日

令和六年三月二十二日

徳島県告示第百六十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

一 指定年月日

令和六年一月二十六日

二 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
野神ため池	勝浦郡勝浦町大字沼江字野神二五

徳島県告示第百六十一号

次のとおり特定農業用ため池の指定を解除したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第五項において準用する同条第三項の規定により公示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 1 指定解除年月日

令和五年十月十九日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
水神池	勝浦郡勝浦町大字生名字平野七六

二 1 指定解除年月日

令和五年十月三十一日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
二軒家池	鳴門市瀬戸町明神二軒家六七

三 1 指定解除年月日

令和五年十二月二十日

2 指定を解除した特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
井関	阿南市宝田町井関一四八番

徳島県告示第百六十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
阿波市土成町宮川内字落倉七の四（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
3 3	河内 小松島佐那	小松島市田浦町字近里二 番六地先から 同 字子安八 ○番一地先まで	旧	一〇・八〇・三三・七	六〇六・七
		同	新	一〇・八〇・三三・五	六〇六・七

徳島県告示第百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
3 3	小松島佐那 河内	小松島市田浦町字近里二番一 二地先から 同 字子安八〇番 一地先まで	五七・二	令和六年三月二十九日

徳島県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
小松島市立江町字清水一九六番一及び一九六番一〇	小松島市立江町字清水一九六番地の七 同 小松島町字北浜 一三三番地の五	長岸 朝子 西尾 由美
吉野川市鴨島町上下島字片センダン四九二番一	吉野川市鴨島町西麻植字 麻植市一一二番地四 シ ヨコラ鴨島二〇一	戸出 雄
名西郡石井町浦庄字国実一四二番、一四四番及び一四五番一	徳島市山城西三丁目一 番地二	株式会社クラフト
板野郡北島町北村字志町四反地九番一	板野郡北島町江尻字妙蛇 池三三番地一	株式会社渡辺不動産

徳島県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

阿南市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 戎山都市下水道

三 事業施行期間

昭和五十四年三月十三日から

令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

徳島県告示第百六十七号

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十五条の二第二項の規定に基づき、徳島県月見が丘海浜公園の有料公園施設の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 利用料金の額

有料公園施設の種類	単位	利用料金の額
コテージ	一棟一日	一、二、五六〇円に、利用者（学齢に達しない者を除く。）一人につき八三〇円（小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者にあつては、四一〇円）を加算した額
研修室	一室半日	一、一六〇円
	一室一日	三、一三〇円
ロッカー	一個一回	一〇円
シャワー	一人一回	六〇円

備考 「一日」とは利用時間が四時間以上の場合をいい、「半日」とは利用時間が四時間未満の場合をいう。

二 適用開始年月日

令和六年四月一日

徳島県告示第百六十八号

昭和三十四年徳島県告示第五百四十六号（建築主事の確認を受けなければならない建築物の区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「基き」を「基づき」に改め、「において建築主事」の下に「（建築副主事が置かれて
いる場合であつて、当該建築物が建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項
各号に掲げる建築物以外の建築物であるときは、建築主事又は建築副主事）」を加える。

徳島県告示第百六十九号

昭和四十五年徳島県告示第百八十一号（建築基準法に基づく建築主事の所管区域の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第四条第七項」を「第四条第九項」に、「を同表」を「（建築副主事が置かれている場合）を同表」に改める。以下同じ。（を同表」に改める。

徳島県告示第百七十号

平成二十四年徳島県告示第百七十二号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件）の一部を次のように改正し、令和六年三月二十九日から施行する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

二中「及び法第八十五条第五項」を「又は法第八十五条第六項若しくは第七項」に、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

徳島県告示第百七十一号

徳島県告示の読点の表記に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県告示の読点の表記に関する告示

この告示の施行の際現に制定されている徳島県告示において読点として表記する「、」「は、」「'」とみなす。

附 則

- 1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある様式による用紙（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式）その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

徳島県告示第七十二号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
城東高等学校ほか五十施設で使用する電気
調達期間における予定使用電力量の合計 一四、七二一、〇〇キロワットアワー
契約電力 仕様書による。
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県教育委員会事務局教育政策課
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 落札者を決定した日
令和六年一月二十二日
- 四 落札者の氏名及び住所
鈴与商事株式会社
静岡市清水区入船町一一番一号
- 五 落札金額
四億六千九百二十七万六千七百十六円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告を行った日
令和五年十二月一日

公 告

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により提出のあった令和六年三月十四日執行の争議行為に関する通知書について、鳴門病院労働組合より訂正の報告があったので、令和六年三月十三日付け徳島県報号外第十一号公告（争議行為の予告）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

「令和六年三月十四日以降」を「令和六年三月二十九日以降」に改める。

公 告

徳島県住宅供給公社から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和六年三月二十九日

徳島県住宅供給公社

理事長 戸 根 秀 孝

一 徳島県に代わつて県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者

徳島県住宅供給公社

二 一で定める者が管理を行う県営住宅等

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）別表に掲げる県営住宅（名東（東）団地（六号棟に限る。）、万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地を除く。）及び徳島県営住宅管理規則（昭和三十五年徳島県規則第十号）別表に掲げる共同施設（名東（東）団地県営住宅六号棟に併設する児童遊園及び駐車場並びに万代町団地、新浜町団地、大麻団地及び津田松原団地の各県営住宅の共同施設を除く。）

三 一で定める者が行う県営住宅等の管理の内容

法第三章の規定による管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）

四 一で定める者が県営住宅等の管理を行う期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで